最終更新日：2018年4月9日

株式会社建設技術研究所
代表取締役社長 村田和夫
問合せ先：取締役常務執行役員管理本部長 渡邊宏一
証券コード：9621
http://www.ctie.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、「世界に誇れる技術と英知で、安全で潤いのある豊かな社会づくりに挑戦する」を経営理念として、「誠実」と「技術」をキーワードとする企業文化の下で、社会的使命を果たしてまいりました。今後更なる企業としての持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を実現するコーポレート・ガバナンスの充実・強化に継続的に取り組むことを基本的な考え方としています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1－2④】
議決権電子行使プラットフォームの利用は、導入する方向で検討しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4．いわゆる政策保有株式】
当社の政策保有株式の政策保有に関する方針および政策保有株式に係る議決権の行使に関する基準については、当社ウェブサイト上の「経営方針・指針」（http://www.ctie.co.jp/management/）に掲載の「コーポレートガバナンス基本方針」第2章2．4において開示していますのでご参照ください。

【原則1－7．関連当事者間の取引】
関連当事者間の取引を行う場合の手続およびその手続を踏まえた監視の枠組みについては、当社ウェブサイト上の「経営方針・指針」（http://www.ctie.co.jp/management/）に掲載の「コーポレートガバナンス基本方針」第2章2．5において開示していますのでご参照ください。

【原則3－1．情報開示の充実】
（1）当社の経営理念については、理念実現のための行動憲章と併せて、当社ウェブサイト上の「経営理念および行動憲章」（http://www.ctie.co.jp/management/philosophy.html）において、また当社の経営計画については、「CTIグループ中長期ビジョン－CLAVIS2025－」（http://www.ctie.co.jp/management/clavis2025.html）において、それぞれ開示していますのでご参照ください。
（2）当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、当社ウェブサイト上の「経営方針・指針」（http://www.ctie.co.jp/management/）に掲載の「コーポレートガバナンス基本方針」第1章において開示していますのでご参照ください。
（3）当社の経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続については、当社ウェブサイト上の「経営方針・指針」（http://www.ctie.co.jp/management/）に掲載の「コーポレートガバナンス基本方針」第5章5．2　5）において開示していますのでご参照ください。
（4）当社の経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続は、当社ウェブサイト上の「経営方針・指針」（http://www.ctie.co.jp/management/）に掲載の「コーポレートガバナンス基本方針」第5章5．2　4）において開示していますのでご参照ください。
（5）経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明については、定時株主総会の招集通知において開示しております。

【補充原則4－1①】
経営陣に対する委任の範囲の概要については、当社ウェブサイト上の「経営方針・指針」（http://www.ctie.co.jp/management/）に掲載の「コーポレートガバナンス基本方針」第5章5．2　2）において開示していますのでご参照ください。

【原則4－9．独立社外取締役の独立性判断基準および資質】
独立社外取締役の独立性判断基準については、当社ウェブサイト上の「経営方針・指針」（http://www.ctie.co.jp/management/）に掲載の「コーポレートガバナンス基本方針」第5章5．5　4）において開示していますのでご参照ください。

【補充原則4－11①】
取締役会の構成に関する考え方および取締役の選任に関する方針については、当社ウェブサイト上の「経営方針・指針」（http://www.ctie.co.jp/management/）に掲載の「コーポレートガバナンス基本方針」第5章5．2　3）および4）において開示していますのでご参照ください。

【補充原則4－11②】
取締役・監査役の重要な兼任状況については、定時株主総会の招集通知の中で毎年開示しています。

【補充原則4－11③】
当社は、各取締役の自己評価結果等を参考に取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示することにより、取締役会の機能の向上を図っています。
今年度においては、2017年12月から2018年1月にかけて取締役全員を対象に、取締役会の構成、機能、運営等について、網羅的に自己評価を行う匿名のアンケート調査を実施しました。
評価結果の集計および分析の結果、当社の取締役会では、オープンかつ活発な議論が行われ、社外取締役および社外監査役の意見や問題提起を真摯に受け止める文化が定着している一方で、当社の中長期ビジョンである「CLAVIS2025」の実現に向けて大きな変革を進めている状況に合わせて、取締役会の役割や機能を見直す余地があることが洗い出されました。

この点について取締役会で議論した結果、取締役会で議論すべき重要な議題を絞り込むことによって、当社取締役会の実効性を一層高めていくことの必要性が確認されました。あわせて、経営者研修の更なる充実を図ること、取締役会の実効性評価を継続して取り組むことの重要性が確認されました。

【補充原則４－14②】
取締役・監査役に対するトレーニングの方針については、当社ウェブサイト上の「経営方針・指針」（http://www.ctie.co.jp/management/）に掲載の「コーポレートガバナンス基本方針」第５章５．５　６)において開示していますのでご参照ください。

【原則５－１．株主との建設的な対話に関する方針】
株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針については、当社ウェブサイト上の「経営方針・指針」（http://www.ctie.co.jp/management/）に掲載の「コーポレートガバナンス基本方針」第６章６．１において開示していますのでご参照ください。

２．資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
建設技術研究所従業員持株会	1,331,267	9.40
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	386,300	2.73
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	371,991	2.63
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	354,312	2.50
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	354,200	2.50
ＤＦＡ ＩＮＴＬ ＳＭＡＬＬ ＣＡＰ ＶＡＬＵＥ ＰＯＲＴＦＯＬＩＯ	351,400	2.48
住友生命保険相互会社	300,300	2.12
第一生命保険株式会社	269,300	1.90
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口５）	251,700	1.78
ＴＨＥ ＢＡＮＫ ＯＦ ＮＥＷ ＹＯＲＫ，ＮＯＮ－ＴＲＥＡＴＹ ＪＡＳＤＥＣ ＡＣＣＯＵＮＴ	195,325	1.38

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

３．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	サービス業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数 更新	10社以上50社未満

４．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

５．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
池淵周一	学者											
小棹ふみ子	税理士											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
池淵周一	○	―――	今後業容拡大が見込まれる防災分野の専門家としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営全般に反映させようとするものであり、当社の独立性を有する社外取締役として適任であります。
小棹ふみ子	○	―――	税理士としての税務と企業会計に関する専門的知識、豊富な経験と幅広い見識を当社の経営全般に反映させようとするものであり、当社の独立性を有する社外取締役として適任であります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名･報酬諮問委員会	4	0	2	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名･報酬諮問委員会	4	0	2	2	0	0	社外取締役

補足説明

取締役および監査役の指名、報酬等に係る取締役会の機能の独立性･客観性と説明責任を強化することを目的として、取締役会の下にその諮問機関として設置するものです。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は、企業集団内の内部統制システムの整備および連結経営の視点から、連結子会社監査役とは意思疎通を図るために情報交換を行っています。会計監査法人とは四半期ごとに報告会議を開催し、監査活動の把握と情報交換を行うとともに、定期的に監査計画および監査遂行に関する意見交換会を実施しています。また、会計監査人の効率的な会計監査の遂行を支援し、監査の一部に監査役が立ち会うなどしています。内部監査部門である監査室とは、当社ならびにグループ企業に対する監査の計画および結果について適宜情報交換や意見交換を行っています。

なお、監査役と連結子会社監査役、コンプライアンス室、監査室は定期的に合同会議を開催し、お互いの監査計画、監査活動、監査結果を報告して意見交換に努め、三者の連携を強めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
堀内 国宏	弁護士													
田中　康郎	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在･最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在･最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m　その他

会社との関係(2)更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
堀内 国宏		―――	弁護士としての高い専門性と経験を生かし、特に法令順守の観点から客観的、中立･公正に経営を監視するため。
田中　康郎	○	―――	弁護士としての高い専門性と経験を生かし、特に法令順守の観点から客観的、中立･公正に経営を監視するため。 【独立役員指定理由】 田中康郎氏は、他の経営陣および当社と特段の利害関係を有さず、取引関係もないことから、取締役会の意思決定に対して影響を与えることはなく、一般株主との利益相反が生じる恐れがないため。

【独立役員関係】

独立役員の人数更新	3 名

その他独立役員に関する事項

当社は社外取締役2名、社外監査役1名の3名を独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況更新	業績連動型報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明更新

取締役に対する業績連動報酬（賞与）は、当該事業年度の連結業績に応じて標準的な金額を設定し、各取締役の貢献度を代表取締役社長が評価したうえで、報酬枠の範囲内で各取締役の具体的な金額を設定し、指名･報酬諮問委員会の審議を経て、取締役会で決議しています。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明更新

平成29年12月期における取締役報酬年額は277百万円（使用人分は含まず）、監査役報酬年額は40百万円です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

社外取締役以外の取締役の報酬は、職務執行の対価としての固定報酬（月額報酬）と当該事業年度の連結業績と連動した賞与で構成し、社外取締役は、その役割と独立性の観点から固定報酬（月額報酬）のみで構成しています。取締役の固定報酬は、あらかじめ定められた役員報酬月額基準表に従い適切に月額報酬を算定しています。また、業績連動報酬（賞与）は、当該事業年度の連結業績に応じて標準的な金額を設定し、各取締役の貢献度を代表取締役社長が評価したうえで、報酬枠の範囲内で各取締役の具体的な金額を設定し、指名･報酬諮問委員会の審議を経て、取締役会で決議しています。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】 更新

社外取締役、社外監査役を補助する専任部署は設けておりませんが、原則として、取締役会に先立ち必要な資料を事前配付しています。また、必要に応じ担当役員または担当部署から事前説明を行い、情報提供に努めています。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は、法定の監査機能が充実している監査役会設置会社を選択しています。また、独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬諮問委員会を設置し、経営の透明性と公正性を高めるとともに、執行役員制度により、取締役会の意思決定機能および業務執行を監督する機能を強化し、その意思決定の迅速化を含む経営効率の向上を図っています。

（1）取締役会

取締役会は、法令・定款に定められた事項のほか、「取締役会規則」で定められた事項について決議します。その他の業務執行の決定に当たっては、代表取締役または業務執行取締役の担当職務に応じた必要かつ適切な権限を「職務権限規程」等の社内規程において定めています。

（2）指名・報酬諮問委員会

取締役会の諮問機関として、社外取締役2名、代表取締役2名で構成する指名・報酬諮問委員会を設置しています。同委員会は、取締役会の諮問に応じて、年4回~5回開催し、取締役および監査役の人事、報酬等に係る事項について審議のうえ、取締役会に答申し、経営の公正性と透明性を高め、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任の強化を図っています。

（3）経営会議

代表取締役社長の諮問機関として、代表取締役、本社本部長、事業所長等で構成する経営会議を原則として月1回開催しています。経営会議は、取締役会での審議に先立ち、代表取締役社長の諮問に応じて業務執行に関する必要な事項等について実質的な協議を行うとともに、取締役会に答申する議題、議案を決定するなどの機動的な対応を行い、経営効率の向上を図っています。

（4）執行役員会

代表取締役社長および執行役員で構成する執行役員会を原則として月1回開催しています。執行役員会は、取締役会における決定事項の周知、代表取締役社長の指示事項および業務の執行状況に関する報告を行うなどして執行役員相互の連携を促進し、これにより取締役会の意思決定機能および業務執行監督機能を強化し、その意思決定の迅速化を含む経営効率の向上を図っています。

（5）グループ経営会議

代表取締役社長の諮問機関として、代表取締役、連結子会社社長、連結子会社監督責任を有する取締役等で構成するグループ経営会議を四半期ごとに年4回開催しています。グループ経営会議は、グループ経営に関する必要な事項について審議または答申し、グループ経営に関して連携の強化を図っています。

（6）監査役会

監査役会は、すべての監査役により構成し、原則として月1回開催しています。監査役会は、株主に対する受託者責任に鑑み、業務監査、会計監査機能を適切に果たすとともに、当社グループの持続的成長と企業価値向上の視点で権限を行使し、取締役会や経営陣に対して能動的・積極的な監査活動を行っています。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、社外取締役2名を含む10名の取締役で構成される取締役会が、重要な業務執行の意思決定と取締役および執行役員の業務執行を監督し、社外監査役2名を含む4名の監査役が、業務執行者からの独立性を確保し会計監査人および内部監査部門と連携して取締役の職務を監査しています。このことにより、外部からの客観的、中立的な経営監視機能の強化を図り、業務の適正を確保しています。加えて、執行役員制度を導入しており、取締役会の意思決定機能および業務執行を監督する機能を強化しその意思決定の迅速化を含む経営効率の向上を図っています。

この体制により経営の透明性確保、公正性の維持・強化と迅速かつ果断な意思決定を行うことができるものと考え、現状の体制を選択しています。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知を法定期日より早期に発送しています。
集中日を回避した株主総会の設定	12月決算であるため集中度合いが低いが、更に集中日を回避して総会日時を設定するようにしています。
電磁的方法による議決権の行使	次年度以降の導入を検討しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	導入する方向で検討しています。
招集通知（要約）の英文での提供	招集通知の英文での提供を行っています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算後および期末決算発表後にアナリスト・機関投資家向け説明会を開催し、代表者が説明を行っています。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページのIRサイトにおいて、代表者のメッセージ、財務情報（決算短信）、有価証券報告書等を掲載しています。	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理本部長を担当役員とし、法務室、広報室がIRを担当しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の「行動憲章」において、株主、従業員、顧客、取引先、地域社会等のステークホルダーの立場を尊重する行動をとることを謳っています。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社は、行動憲章のひとつに「環境への配慮」を掲げ、循環型社会、低炭素社会、自然共生社会の実現に向けた調査研究および技術開発を推進するとともに、地球環境の保全をはじめとする持続可能性に配慮した事業活動を展開しています。 また、当社の社会資本整備のための企業活動を誠実に遂行することが、ＣＳＲ活動そのものとの意識をもつことをCSR基本方針とし、毎年、ＣＳＲ活動目標を設定し活動するとともに、その達成度をステークホルダーに報告することによって対話を図っています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	株主をはじめ、広く社会とのコミュニケーションを図り、正しい企業活動情報を適確に開示していくことを当社の「行動憲章」に掲げております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1．内部統制システムに関する基本的な考え方およびその整備状況
当社は、会社の業務の適正を確保するための体制を以下のとおり決議しています。

(1) 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
当社は、当社グループの取締役および従業員が職務の執行に当たって遵守すべき事項を明確にし、コンプライアンス体制および業務管理体制を充実させ、モニタリング等によって改善する。特に、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切関わりを持たず、不当な要求に対しては毅然として対応し、これを拒否する。また、「内部通報の取扱いに関する規程」の定めに従い、内部通報体制の充実を図り、違法･不正行為の未然防止、早期発見と是正、再発防止に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役は、企業統治の透明性に配慮し、その業務の執行に係る文書その他の情報につき、情報セキュリティポリシー、その他社内規則に従って情報管理体制を整備し、適切に開示、保存、廃止および管理を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、リスク発生の低減を目指し、リスク管理体制を強化するとともに、危機発生時に迅速かつ適切に対応できる体制を構築する。また、子会社ごとに情報の集約を行い、リスク管理体制を強化する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、業務の意思決定、監督機能、業務執行の分離など、取締役に委嘱する職務と権限を明確にし、定期的（月1回）に取締役会と経営会議とを開催し、十分な議論を経て意思決定する。経営計画は定期的に検証し、成果を確認しながらブラッシュアップするものとする。事業所間および各部門間の連携･調整を図る内部統制システムを構築する。子会社の運営に当たっては、当社の管理本部ほか本社関連部署が積極的な支援を行い、効率的な業務執行を確保する。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制（子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制を含む）
当社は、当社グループに関する経営理念や経営戦略などの基本方針に基づき、当社グループに対する管理体制を構築する。また、子会社取締役は、「子会社管理規程」の定めに従い、経営の重要事項を当社に報告するとともに、必要に応じて当社の事前承認を得る。

(6) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
当社は、監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合、監査役と協議し、適性を考慮した人選を行い、当該人事につき監査役の同意を得るものとする。

(7) 前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項および監査役からの指示の実効性の確保に関する事項
当該社員は、取締役の指揮命令に属さないものとする。兼務者であるときは、監査役の職務を補助する間は取締役の指揮命令に属さないものとする。また、当該社員の異動、評価、賞罰等について、監査役の同意を得るものとする。

(8) 取締役および従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびに監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社グループの取締役および従業員は、会社経営に甚大な影響を与える事象が生じたとき、または発生する恐れがある場合には、その都度監査役に報告するものとする。監査役への報告事項については、取締役と監査役とが協議してあらかじめ定め、報告に関する社内体制を整備する。また、監査役に対して当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止する。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について生じる費用等については、取締役がその費用等が監査役の職務の執行に必要でないことを証明したときを除き、前払を含め速やかに監査役に費用を支払い、あるいは債務を処理する。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
取締役と監査役とは、監査役の監査が実効的に行われるために、監査環境の整備を含む諸事項（内部監査部門との連携に関する事項等）を認識し、実施体制を確保するために必要に応じて協議し確認する。

(11) 業務の適正を確保するために必要な体制の運用状況の概要
当期における業務の適正を確保するために必要な体制の運用状況の概要は次のとおりです。
1) 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制について
当社は、「取締役会規則」、「組織規程」、「業務分掌規程」を整備して取締役、従業員の職務を明確にするとともに、「コンプライアンス指針」を策定し、コンプライアンス室および監査室を設置し、当社グループ会社を含めたコンプライアンス研修、内部監査の実施、内部監査での指摘事項についてのモニタリングなどにより、継続的な改善を図っています。
2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制について
当社は、契約書、取締役会資料、議事録などの文書、重要な営業情報、業務上の個人情報等、保存･管理が必要な情報は、情報セキュリティポリシー、情報セキュリティ実施要領などを整備し、厳正に管理しています。
3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制について
当社は、想定されるリスクについて継続的に点検し、リスクを管理しています。あわせて、緊急事態が発生したときの会社がとるべき行動を「緊急対策本部運用規程」において定め、緊急事態を早期かつ適切に収束させ、会社の信頼を回復させることとしています。
4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について
当社は、「取締役会規程」、「職務権限規程」、その他社内規則において取締役の職務と権限を明確に定め、取締役会および経営会議を定期的に開催し、効率的かつ迅速な意思決定を行っています。
5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制について
当社は、「子会社管理規程」を定め、当社グループ会社を監督するための監督責任者を配置しています。また、当社グループ会社と当社との間でグループ経営会議、運営会議、連絡会議などを開催し、情報を共有し連携の強化を図っています。

6）当社の監査役による監査を支えるための体制について
当社の監査役は、当社の取締役会、経営会議、執行役員会、グループ経営会議、コンプライアンス委員会などの重要な会議に出席し、業務の執行状況を直接確認しています。また、当社の監査役は、会計監査人、内部監査部門と定期的に情報交換のための会議を行い相互の連携を図っています。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、警察関係機関と連携し、毅然とした姿勢で対応しています。反社会的勢力に対する具体的な体制整備状況は以下のとおりです。

・「内部統制基本方針」において、反社会的勢力および団体とは一切関わりを持たず、不当な要求に対しては毅然として対応し、これを拒否する旨を定めています。

・「コンプライアンス指針」において、反社会的勢力および団体とは断固として対決し、一切の関係を遮断する旨を定めています。

・取引先と締結する業務委託契約約款において、反社会的勢力排除条項を盛り込んでいます。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項 更新

(1) コーポレートガバナンス体制の概要
当社のコーポレートガバナンス体制は添付図1のとおりです。

(2) 適時開示体制の概要
当社は、会社の情報開示に係る東京証券取引所の適時開示規則によって定められている情報および投資家にとって重要な情報を速やかに開示することとしております。
各執行部門やグループ会社が把握した重要な会社情報は、その部門やグループ会社を管轄する担当役員に報告され、その会社情報の開示の要否については管理本部長が確認し、経営会議および取締役会にて開示内容、公表の時期、方法を承認しています。
該当する会社情報の公表にあたっては、東京証券取引所のTDnetを通じて重要事実を公表するとともに、必要に応じて記者クラブへ資料を配布し、さらに当社ウェブサイトに掲載します。
当社の適時開示体制は添付図2のとおりです。

添付図１

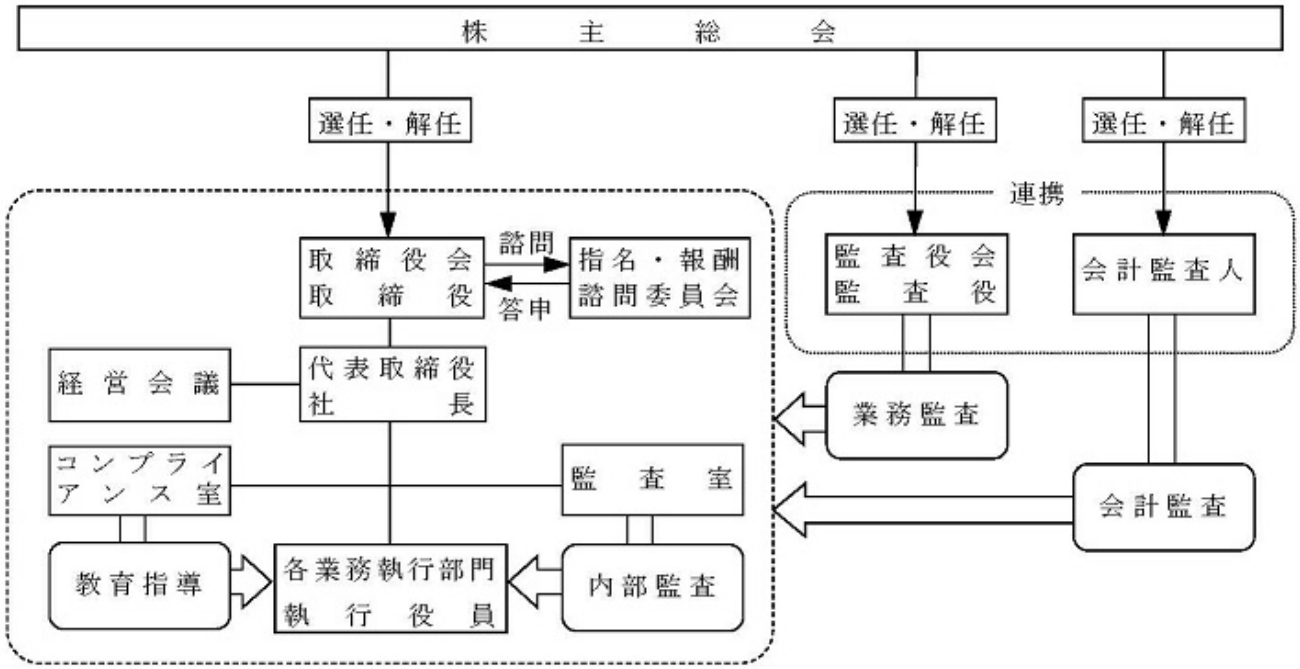

添付図２

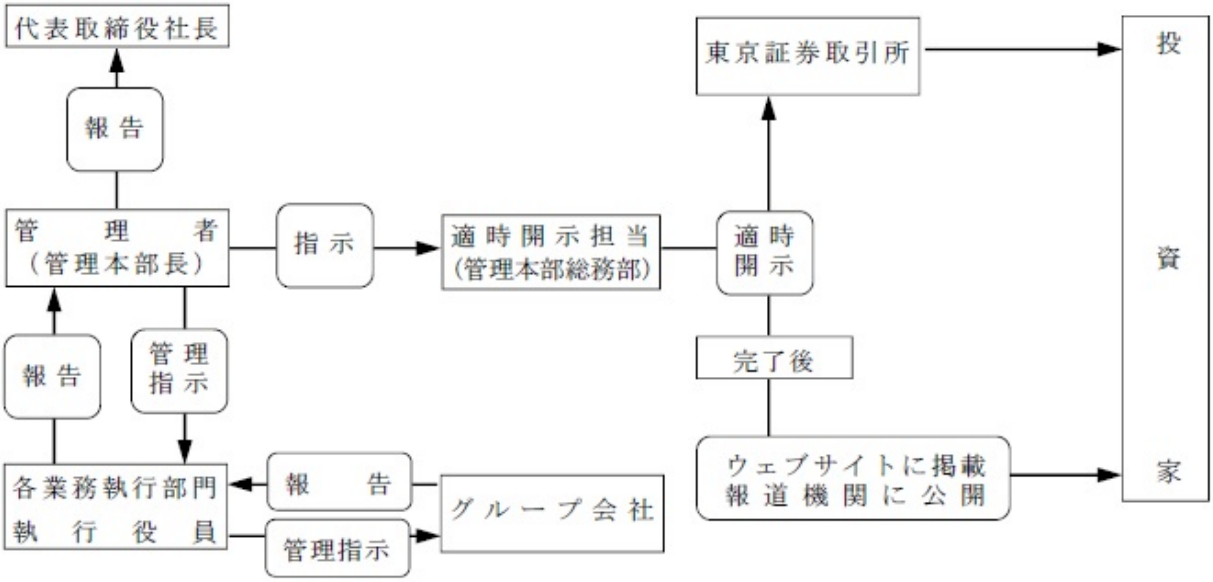
代表取締役社長
報告
管理者
（管理本部長）
指示
適時開示担当
（管理本部総務部）
適時
開示
東京証券取引所
投資家
報告
管理
指示
完了後
各業務執行部門
執行役員
報告
管理指示
グループ会社
ウェブサイトに掲載
報道機関に公開